



軽自動車税の減免について



課税対象の軽自動車は次の要件に該当する場合は、申請により税が減免されることがあります。減免を申し出る場合は、納期限(4月30日)までに申請書を提出してください。

○ 主な要件

- ① 公益のため直接専用するものと認められる場合
- ② 身体障害者・精神障害者本人又は、生計を一にする者が所有している場合
- ※ 普通車と合わせて1台に限ります
- ③ 構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである場合

○ 手続きに必要なもの

- ・ 申請書(役場に備え付けてあります)
- ・ 障害者手帳(原本を持参してください)
- ・ 使用者の運転免許証の写し
- ・ 車検証の写し
- ・ 納税義務者のマイナンバーカードまたは通知書
- ・ 納税通知書及び納付書

○ 減免の障害範囲

| 障害区分 | 障害の級別 |
|--------------------------|------------------------------|
| 視覚障害 | 1級 2級 3級 4級 |
| 聴覚障害 | 2級 3級 |
| 平衡機能障害 | 3級 5級 |
| 音声機能障害又は言語機能障害 | 3級 ※咽喉摘出による音声機能障害がある場合に限る |
| 上肢不自由 | 1級 2級 3級 |
| 下肢機能障害 | 1級 2級 3級 4級 5級 6級 |
| 体幹機能障害 | 1級 2級 3級 5級 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 1級 2級 3級 4級 5級 6級 |
| 心臓機能障害 | 1級 3級 4級 |
| 腎臓機能障害 | 1級 3級 4級 |
| 呼吸器機能障害 | 1級 3級 4級 |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | 1級 3級 4級 |
| 小腸機能障害 | 1級 3級 4級 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 1級 2級 3級 4級 |
| 肝臓機能障害 | 1級 2級 3級 4級 |

※療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方も対象となります。

○ 郵送での申請について

レターパックでの郵送のみ受付いたします。「手続きに必要なもの」に記載されている各書類と「返信用のレターパック(宛先と連絡先を記入したもの)」を同封し、税務課課税係宛に送付してください。

※ 郵送による申請の場合は、1～2週間程度身体障害者手帳等をお預けいただくこととなりますので、予めご了承ください。

江差町役場 税務課課税係
電話(直通):0139-52-6723